

災害時における母子救護所の提供に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と日本女子大学（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、文京区地域防災計画に基づき、災害時において甲が妊産婦及び乳児を支援する活動を行う際の乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲と乙の協力の内容は、次のとおりとする。

- （1） 甲は、乙の施設内に戸別受信機その他の通信機器を設置し、災害時に甲の情報を乙に提供するものとする。
- （2） 乙は、災害時に区内の妊産婦及び乳児の安全確保のため、乙の施設の一部を妊産婦及び乳児のための救護所（以下「母子救護所」という。）として、甲に提供するものとする。この場合において、乙は、提供する乙の施設の範囲をあらかじめ定めておくものとする。
- （3） 乙は、甲の要請により、母子救護所の開設、管理及び運営に協力するものとする。
- （4） 甲は、乙が提供した母子救護所に収容した者に対し、甲の所有する備蓄物資等を提供するものとする。
- （5） 前各号に定めるもののほか、乙は、甲が災害対策上必要があると認めた場合は、甲の要請に協力するよう努めるものとする。

（協力要請）

第3条 甲が前条第各号（第4号を除く。）に定める協力を乙に要請する場合は、文書により行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、この限りでない。

（母子救護所の開設等）

第4条 甲は、乙が提供した母子救護所を開設し、管理し、及び運営する。この場合において、甲が委託する者は、当該母子救護所を管理し、及び運営することができる。

- 2 甲は、母子救護所として利用する必要がなくなった場合は、速やかに当該母子救護所を閉鎖するものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、母子救護所の管理及び運営に係る費用を負担するものとする。

(開設期間)

第6条 母子救護所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

2 前項に定めるもののほか、甲は、母子救護所の開設期間を延長する必要があると認めたときは、乙と協議の上、延長することができる。この場合において、1回の延長につき、7日を限度とする。

(原状回復)

第7条 甲は、母子救護所を閉鎖するときは、乙の施設を原状に復し、かつ、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

(防災訓練の協力)

第8条 甲及び乙は、相互が計画する防災訓練に参加し、又は協力するものとする。

(協議)

第9条 この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙とが協議の上、決定する。

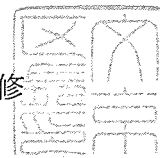
この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年12月10日

東京都文京区春日一丁目16番21号

甲 文京区

代表者 文京区長 成澤 廣修



東京都文京区目白台二丁目8番1号

乙 学校法人日本女子大学

代表者 理事長 蟻川 芳子

